

## 門真市と門真市内郵便局との包括連携に関する協定書

門真市（以下「甲」という。）と門真市内郵便局（以下「乙」という。）とは、相互の連携協力を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して連携協力することにより、地域の活性化及び市民サービスの向上等を図るとともに、持続可能な社会の構築に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 未来を担う子どもの育成及び教育に関すること
  - (2) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
  - (3) 防災及び災害対策に関すること
  - (4) 門真市の魅力発信及び地域活性化に関すること
  - (5) 健康・福祉に関すること
  - (6) 地域を担う人材の育成に関すること
  - (7) 包括連携協定の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること
- 2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

### （免責）

第4条 甲及び乙は、連携事項について協力をした場合及び協力できなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

ただし、連携事項に協力したことにより生じた問題について、甲又は乙の故意又は重大な過失によるものであった場合は、この限りではない。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

### （有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

### （協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年2月15日

甲 大阪府門真市中町1番1号  
門真市  
市長 宮本 一孝



乙 門真市新橋町12番20号  
門真市内郵便局 代表  
門真新橋郵便局長 津田 典行

